

# 豊中市屋内体育施設等 指定管理者募集要項

令和 7 年（2025 年）4 月  
豊中市都市活力部スポーツ振興課

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 基本的事項                  | 1  |
| (1) 公募の趣旨                 | 1  |
| (2) 基本条件・運営方針             | 1  |
| (3) 施設の概要                 | 2  |
| 2. 管理運営業務に関する事項           | 3  |
| (1) 指定期間                  | 3  |
| (2) 業務の範囲                 | 3  |
| (3) 指定管理者の責務              | 3  |
| (4) 確保すべきサービス水準           | 6  |
| (5) 管理運営業務にかかる経理および経費について | 6  |
| (6) 費用負担およびリスク負担          | 7  |
| (7) 進行管理について              | 7  |
| (8) その他                   | 8  |
| 3. 公募に関する事項               | 10 |
| (1) 応募資格                  | 10 |
| (2) 不適格事由                 | 10 |
| (3) グループ応募について            | 11 |
| (4) 提案に至るまでの流れ            | 11 |
| (5) 留意事項                  | 13 |
| 4. 提案に関する事項               | 14 |
| (1) 提案書類提出期限              | 14 |
| (2) 提出場所および提出方法           | 14 |
| (3) 提案書類                  | 14 |
| (4) 提出部数等                 | 18 |
| (5) 提案書類の著作権等             | 18 |
| (6) その他提案に関する留意事項         | 19 |
| 5. 選定に関する事項               | 20 |
| (1) 選定評価委員会について           | 20 |
| (2) 選定の方法                 | 20 |
| (3) 審査結果の通知               | 20 |
| (4) 審査基準                  | 21 |
| (5) 提案の無効について             | 21 |
| (6) 選定結果の公表について           | 21 |
| (7) 指定管理者の指定              | 21 |
| 6. 協定に関わる事項               | 23 |
| (1) 協定の締結                 | 23 |
| (2) 履行保証                  | 23 |
| (3) サービス水準に関する合意書の締結      | 23 |
| (4) 協定を行う事項について           | 23 |
| 7. その他の事項                 | 26 |

## 1. 基本的事項

### (1) 公募の趣旨

豊中市（以下「市」とします。）は、「豊中市屋内体育施設等」（以下「本施設等」とします。対象施設は募集要項 P2. (3) 施設の概要参照）について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、設置の目的を効果的に達成することをめざして、本施設等の管理運営を担う「指定管理者」を指定することしました。

本施設等は住民に平等に利用が確保される「公の施設」であり、その管理運営は公共の利益の増進に資する公共サービスの一環であることから、市とパートナーシップを結び公共サービスを担っていただくに最もふさわしい指定管理者を総合的に評価し選定するため、公募による提案の募集および審査を実施するものです。

なお、市では『豊中市指定管理者制度に関する指針』に基づいて指定管理者制度の導入・運用を行うこととしており、本公募についても本指針に沿って進めるものとします。

### (2) 基本条件・運営方針

#### ①基本条件

指定管理者が本施設等の管理運営を行うにあたっては、本施設等の設置目的その他「豊中市体育施設条例」、「豊中市体育施設条例施行規則」「文化施設等自動車駐車場条例」及び「文化施設等自動車駐車場条例施行規則」に定める事項を基本条件とします。

#### 【設置目的】

「豊中市体育施設条例」

第 1 条 体育の普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、豊中市に体育施設を設置する。

「文化施設等自動車駐車場条例」

第 1 条 豊中市立の文化施設、社会教育施設及び体育施設の来館者の利便を図るため、これらの施設に自動車駐車場（以下「文化施設等駐車場」という。）を設置する。

## ②運営方針

指定管理者が本施設等の管理運営を行う際に基本とする方針（「運営方針」）は、以下のとおりとします。

- 住民の平等な利用を確保すること
- 施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営を図ること
- 施設の管理に必要な経理的基礎、技術的能力および人材等を備えて安定的に管理運営を行うこと
- 使用承認等の権限の行使に際しては公平・公正であること
- 利用者および周辺住民等の安心・安全に配慮した施設の維持管理を行うこと
- 第２期豊中市スポーツ推進計画に基づき施設の管理運営を行うこと
- 市の総合計画、各種分野別計画等に基づき市が実施する施策に協力すること

## （３）施設の概要

豊中市体育施設条例第２条に定める体育施設のうち豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館、武道館ひびき、高川スポーツルーム、二ノ切温水プール、豊島温水プールの８施設、ならびに文化施設等自動車駐車場条例第２条に定める武道館ひびき等駐車場、庄内体育館等駐車場の２施設について公募します。また、令和８年度から年末年始の休館日を短縮します。詳細は別紙『豊中市屋内体育施設等管理運営業務仕様書』（以下『仕様書』とします。）のとおりです。

## 2. 管理運営業務に関する事項

### (1) 指定期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日（5 年間）までとします。

### (2) 業務の範囲

指定管理者が本施設等において担う業務（「管理運営業務」）の範囲は次に掲げる各業務とし、詳細は『仕様書』のとおりとします。

- ・ スポーツ及びレクリエーションに関する教室、講習会等の実施に関する業務
- ・ 体育施設の使用承認、その取り消しその他体育施設の使用に関する業務のうち、市長が指定する業務
- ・ 体育施設の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務のうち、市長が指定する業務
- ・ 体育施設等の利用料金の徴収、減免及び返還
- ・ 文化施設等駐車場の利用及びその制限に関する業務
- ・ 体育施設及び文化施設等駐車場の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはなりません。

### (3) 指定管理者の責務

#### ① 遵守すべき法令等

本施設等の管理運営にあたり、コンプライアンス（法令遵守）を徹底していただくことは当然の責務となります。特に次の法令・条例等については常に参照し、その内容を十分に把握したうえで管理運営を行う必要があります。

- 地方自治法
- 個人情報の保護に関する法律
- スポーツ基本法
- 労働関連法令（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法等）
- 豊中市自治基本条例
- 豊中市暴力団排除条例
- 豊中市体育施設条例
- 豊中市体育施設条例施行規則
- 文化施設等自動車駐車場条例
- 文化施設等自動車駐車場条例施行規則
- 豊中市スポーツ施設情報システム規則
- 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- その他管理運営業務に関するすべての法令

## ②個人情報の保護について

前記のとおり「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、管理運営に際して個人情報保護のために必要な措置を講じることとします。その他、詳細については『仕様書』記載のとおりです。

### 【保有個人情報の安全管理措置】

#### 個人情報保護に関する法律

#### 第 66 条

行政機関の長等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は次の各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

## ③情報の公開について

「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じることとします。

なお、本公募に対する提案書類等の市に提出された文書等についても、市の行政情報として当該条例に基づき公開される場合があります。

#### ④人権の尊重

指定管理者は、管理運営業務の遂行に際し、人権を傷つけることのないよう留意することとします。

#### ⑤財産の管理

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって本施設等、本施設等の設備および備品等（以下「財産」とします。）を管理することとします。

#### ⑥従事者への配慮

指定管理者は、サービスの質の維持向上を図るため、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」とします。）の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ち業務に取り組むために必要な措置を講じることとします。

#### (4) 確保すべきサービス水準

本施設等の管理運営業務において、指定管理者が提案時における確保すべきサービス水準は次のとおりとします。※直近（令和３年度から令和５年度まで）の実績については、『豊中市屋内体育施設等指定管理者募集要項 別紙１』をご参照ください。

| サービス水準項目 | 単位   | 確保すべき水準   |
|----------|------|-----------|
| 利用者数     | 人／年度 | 791,000 人 |
| 稼働率      | %／年度 | 60%       |

#### (5) 管理運営業務にかかる経理および経費について

##### ①会計年度

本施設等の管理運営業務にかかる会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとします。

##### ②会計管理およびその他経理に関する事項

指定管理者は、管理運営業務にかかる経理事務を行うにあたり、団体の事業全般とは独立した会計管理を行うこととします。その他、経理に関する事項については『仕様書』に記載のとおりとします。

##### ③管理運営経費

本施設等の管理運営にかかる経費は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金及び市が支払う指定管理委託料をもって充てるものとします。指定管理委託料は、事業計画書における提示金額に基づき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者（に指定された団体）との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

※利用料金制については体育館、高川スポーツルーム、武道館ひびき、温水プールの個人使用及び文化施設等自動車駐車場の利用に係る料金が対象となり、豊中市体育施設条例第 16 条第 1 項及び文化施設等自動車駐車場条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の収入とします。

※体育館、高川スポーツルーム、武道館ひびき、温水プールの個人使用の利用に係る料金及び文化施設等自動車駐車場を除く施設の使用料は市の歳入として市に納付していただきますので、指定管理者の収入とはなりません。

指定管理委託料は原則精算しません。(経費の削減等により生み出された適正な剰余金、経営努力による剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません。)

ただし、指定管理委託料のうち、修繕費及び備品購入費、マルチスポーツ体験教室にかかる経費については、毎年度末に精算のうえ、剰余金があれば市に返還していただきます。なお、修繕費は、各年度とも 20,000 千円、備品購入費は、各年度とも 7,000 千円、マルチスポーツ体験教室にかかる経費については 4,800 千円とし、指定管理委託料に含めてください。

※指定管理委託料は、サービス水準の達成や業務の履行状況によって、減額する場合があります。

#### (6) 費用負担およびリスク負担

別紙『仕様書』記載のとおりとします。

#### (7) 進行管理について

指定管理者と市とのパートナーシップにより、本施設等による施策推進および事業推進を適正に進行管理する必要があることから、指定期間中は次のことを行います。

##### ①事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度開始前に当該年度にかかる次の書類を市に提出することとします。

- 管理運営業務の実施計画書
- 管理運営業務にかかる収支予算書
- 指定管理者の事業全般にかかる事業計画書および収支予算書
- 管理運営業務の安全管理にかかる計画
- その他、市が必要と認めるもの

##### ②事業報告書の作成および提出

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出することとします。

- 管理運営業務の実施状況
- 本施設等の利用状況
- 使用料の収入の状況
- 利用料の収入の状況
- 管理運営業務にかかる経費の収支状況
- 安全管理対策の状況
- その他、市が必要と認める事項

### ③モニタリングの実施

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期および随時に確認を行います。また、確認のため必要な資料等については、協定に基づき市が指定管理者に定期および随時に提出を求めます。

### ④自己モニタリング等の実施

指定管理者は、本施設等においてアンケート調査を実施するなど施設利用者から管理運営に関する意見を毎年度1回以上聴取するとともに、管理運営状況に関して定期的に確認し、これらを踏まえた自己評価を行ってください。  
(結果は市に提出)

### ⑤年度評価の実施

指定管理者および管理運営業務状況について、事業報告書・モニタリング結果の集積等をもとに、毎年度の総括評価を実施します。評価に必要な追加資料等については、協定に基づき市が指定管理者に適宜提出を求めます。

### ⑥選定評価委員会による評価の実施

指定期間中に少なくとも一度、「豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会」(募集要項 P20、5. 選定に関する事項(1)選定評価委員会について参照)により、指定管理者および管理運営業務状況について評価を実施します。

### (8) その他

市では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツの取り組みを進めています。本施設等においても、千里体育館、豊島温水プールでネーミングライツを導入しています。また、今回の指定期間中に新たにネーミングライツを導入する可能性があります。

市がネーミングライツを実施する場合は、指定管理者は、実施に支障のない

よう、協力していただきます。その際の取扱いは次のとおりとします。なお、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、市と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

- 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。
- ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、市は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

### 3. 公募に関する事項

#### (1) 応募資格

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設等の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません（ただし個人での応募はできません）。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。

#### (2) 不適格事由

本業務に係る募集要項を公示した日から選定結果を通知するまでの期間に次のいずれかに該当する団体は、指定管理者としては不適格とします。また、グループで応募する場合の代表団体および構成団体になることもできません。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
- 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
- 公租公課を滞納している団体
- 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体

※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている団体
- 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている団体

### (3) グループ応募について

代表団体または構成団体のいずれか一団体でも(2)不適格事由のいずれかの項目に該当する場合は、不適格とします。

- 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、グループの名称を設定し、代表団体を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- 同時に複数のグループの代表団体または構成団体となることはできません。
- 単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体または構成団体となることはできません。
- グループの代表団体および構成団体の変更は、認めません。

### (4) 提案に至るまでの流れ

#### ①応募表明及び現地説明会

応募の意思を有する団体は、応募表明書(別紙様式 A1-1)を提出してください。複数団体によるグループで応募する場合は、グループ応募表明書(別紙様式 A1-2)及びグループ構成員届(別紙様式 A1-3)を提出してください。

応募表明書を提出する団体は、必ず現地説明会参加申込書(別紙様式 A2-1 または A2-2)も提出し、現地説明会に参加してください。

(注) 現地説明会に不参加の場合は、応募表明が無効となります。

#### ○提出期限

令和7年(2025年)5月7日(水)17時15分

#### ○提出方法

電子メールのみ

※必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

#### ○現地説明会開催日時

令和7年(2025年)5月12日(月)、13日(火)、14日(水)

のうち日中の1時間程度。

詳細な日時と場所については、説明会参加希望団体へ別途通知いたします。

1団体につき4人以内とします。

#### ②質問受付

提案書類等の作成にあたっての質問は、質問票(別紙様式 A3-1 または A3-2)を送付してください。電話での質問は受付しません。

○提出期限

現地説明会終了後から令和7年（2025年）5月19日（月）9時00分まで

○提出方法

電子メールのみ

※必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

○回答日

令和7年（2025年）5月23日（金）の17時15分までに現地説明会参加団体すべてに電子メールにて送付します。

○送付先

豊中市都市活力部スポーツ振興課企画係

電話：06-6858-3212      E-mail：suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

募集要項公示から提案書類提出までのスケジュール

令和7年（2025年）  
4月7日～5月7日  
募集要項の公示



5月7日  
応募表明提出期限  
現地説明会参加申込期限



5月12日、13日、14日  
現地説明会の開催  
※詳細な開催日時・場所については別途通知



5月19日  
質問票提出期限



～5月23日  
質問への回答



6月2日  
提案書類提出期限

(5) 留意事項

- 本公募案件に関して「豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会」（募集要項 P20、5. 選定に関する事項(1)選定評価委員会について参照）委員や市職員への接触を禁じます。
- 提案書類提出期限の令和 7 年（2025 年）6 月 2 日（月）に応募団体名の公表を行います。

## 4. 提案に関する事項

### (1) 提案書類提出期限

令和7年（2025年）6月2日（月）17時15分

### (2) 提出場所および提出方法

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市都市活力部スポーツ振興課企画係

直接提出・郵送いずれも可（期限必着）

※郵送の場合は必ず電話連絡をしてください。

### (3) 提案書類

#### ①豊中市屋内体育施設等指定管理者指定申込書

別紙様式 A4-1 または A4-2 にて提出してください。

#### ②委任状等（グループ応募の場合のみ）

複数団体によるグループ応募の場合、次の書類を提出してください。

- 委任状（別紙様式A5-1）
- グループ結成に係る協定書（写し）（参考：別紙様式A5-2）

#### ③団体概要説明書

別紙様式 A6 にて提出するとともに、次の書類を添付してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。

- 団体の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレット等でも可）
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 法人の場合、法人の印鑑証明書
- 法人でない場合、代表者の印鑑登録証明書
- 役員名簿（別紙様式 A7）

#### ④団体の事業報告書類

次の書類を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。

- ・ 直近 1 事業年度分の事業報告書
- ・ 申込日の属する事業年度分の事業計画書
- ・ 申込日の属する事業年度分の収支予算書

※事業計画書、収支予算書について、締め切り日の時点で上記年度のものが用意できない場合は直近のものを提出してください。

#### ⑤指定期間の事業計画書

別紙『審査基準表』の評価ポイント毎に考え方とその実現方策等を提案し、事業計画書を作成してください。同計画書作成にあたっての主な留意点は以下のとおりです。なお、事業計画書に記載された事業提案等は、指定管理期間中に指定管理委託料の範囲内で実施してください。

##### 1) 基本姿勢

- ・「人権の視点」については、施設利用にあたり、配慮が必要な方への対応を提案に含めてください。
- ・「スポーツ推進の視点」については、以下 2 点の提案を記載してください。
  - ・ 第 2 期豊中市スポーツ推進計画において「成人の週一回のスポーツ実施率：65%」「障害者スポーツに関与する市民の割合：20%」を目標としていることから、これらの目標に資する具体的な事業提案を記載してください。
  - ・ マルチスポーツ体験教室について、公民学連携により実施し、子どもたちが様々なスポーツを経験する機会を創出する事業提案を記載してください。

##### 2) サービス水準・施設効用の発揮

- ・「確保すべきサービス水準」については、項目毎の確保可能数値のみならず、その数値を達成できると判断する具体的な理由やそのための方法等についても提示してください。
- ・「安心安全な施設の維持管理を行う能力等」については、『仕様書』に記載する体育施設及び文化施設等駐車場の維持管理に関する業務を行うための組織体制や取組方策、運営上の工夫等について提案してください。
- ・「安定して確実に日常業務を遂行する能力等」については、『仕様書』に記載するすべての業務を安定して確実に遂行するための組織体制や施設毎

の職員配置、基本的な考え方や運営上の工夫等について提案してください。

※別紙様式「従事者の勤務体制及び雇用形態一覧表」を作成してください。

・「指定事業を適切に実施できる能力等」については、『仕様書』の「Ⅲ. 業務の範囲」のうち、「1. (1) 指定事業」を確実に遂行するための職員配置（配置する職員の人数や雇用形態、経験や資格等）や事業運営上の工夫等について提案してください。

・「創意工夫ある自主事業を展開する提案」は、『仕様書』の「Ⅲ. 業務の範囲」のうち、「1. (2) 自主事業」について、地域性や施設の特徴などを踏まえたうえで、創意工夫ある、なおかつ確実に実現可能な提案をしてください。

### 3) 所要コストの適正度

・「指定管理委託料」の見積もりに際しては、5年間の収支計画書も併せて提示してください。収支計画書には、費目毎の主な内訳等についても記載してください。ただし、指定事業に係る収支（受講料収入、教室従事者の人件費、講師に係る謝礼金及び保険料、教室運営に必要な消耗品）は含めないでください。評価は5年間の指定管理委託料の平均額をもって提案価格とします。提示する金額はすべて消費税及び地方消費税を含めた金額としてください。

### 4) 財務の健全性（貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画）

### 5) 市民満足度への配慮

・市民や利用者から苦情を受けた際の対応方法や再発防止に向けた組織としての取り組みについて提案してください。

・「地域市民との良好な関係構築や地域との協働の推進のための提案があるか」については、地域（学校、自治会、団体等）と良好な関係構築はもちろん、スポーツをする機会の少ない地域住民の参画を促す具体的な地域連携事業の提案をしてください。

### 6) 従事者への配慮

・労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針・計画、研修等

### 7) 個人情報保護体制

・個人情報保護及び情報公開に関する体制の整備について提案してください

い。

8) 危機管理体制

- ・ 緊急事態発生等への危機管理体制の整備について提案してください。

9) その他【選定審査項目 1～8 に属さない提案】

- ・ どの項目にも属さない、独自の市民サービスの向上について提案してください。

(注)「9. その他【選定審査項目 1～8 に属さない提案】」を除く選定審査項目のうち 1 項目でも項目内合計点が 0 点となった団体は、他の合計点数にかかわらず指定管理者としては不適格となります。

⑥事業計画書の概要版

※上記⑤指定期間の事業計画書の内容を全て網羅したものを A4 版 2 ページ以内で、任意の様式で提出して下さい。なお、指定管理者の候補者となった者の当該概要版に限って、議会の審議等に必要な場合に公表することがあります。

⑦財務状況報告書類

次の書類につき、直近の 3 事業年度分を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書または収支計算書
- ・ キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- ・ 勘定科目内訳明細書
- ・ 法人税確定申告時提出書類（別表一～十六）

⑧諸証明書類

次の書類を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- ・ 法人の場合、法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類（過去 3 か年分）
- ・ 法人の場合、過去 3 か年に都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類
- ・ 法人以外の団体の場合、代表者が過去 3 か年に公租公課（所得税、市町

村民税、健康保険料等）に未納がないことを証明する書類

- 労働保険 保険関係成立届（写）
- 労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（写）（直近のもの）
- 上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（写）（直近の第１・２・３期のもの）
- 就業規則（パート労働者含め 10 名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 就業規則に準ずるもの（パート労働者含め 10 名未満の事業所の場合。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 時間外労働、休日労働に関する協定届（写）
- 定期健康診断結果報告書（写）（労働者 50 名以上の事業所の場合）
- 社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写）
- 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの）
- 労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式）

#### ⑨入札参加停止措置等状況調書

別紙様式 A8 にて提出してください。

#### （４）提出部数等

①～⑨の提案書類にそれぞれインデックスを付け（⑤指定期間の事業計画書は評価ポイント毎にインデックスを付けること）A4 判で統一し、ページ数を付して、編綴したもの。9 部（正 1 部、副 8 部）と、③～⑨の提案書類（MS-Office で作成可能なものについては MS-Office で作成。それ以外のものについては、PDF 化したもの。）を格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 枚とします。なお、提案書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。

#### （５）提案書類の著作権等

申込団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込団体に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に

必要な場合は、提案書類の全部または一部を使用できるものとします。また、提案書類は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

(6) その他提案に関する留意事項

市は、指定管理者として最もふさわしい団体を選定するにあたり、本募集要項および仕様書に記載する業務内容およびサービス水準等を満たすための各申込団体なりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、指定管理委託料の予定価格及び最高評価点の相当額については、協定締結時の金額を示すものではなく評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、指定管理委託料は事業内容を踏まえ本市と協議のうえ、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま指定管理委託料になるものではありません。

## 5. 選定に関する事項

### (1) 選定評価委員会について

応募団体のなかから指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、豊中市体育施設条例第 26 条に規定する「豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会」（以下「委員会」とします）にて審査を行います。

委員会は、それぞれ公共サービスに関して優れた識見を有する次の委員で構成しています。

- 学識経験者 3 名
- 財務面に関する有資格者 1 名
- 労務面に関する有資格者 1 名

### (2) 選定の方法

別紙『審査基準表』に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

#### ①書類審査

提案書類に基づく書類審査を行います。

（一次審査として書類審査のみによる採点を行い、得点順位 3 位以内の団体のみ面接審査への参加ができるものとさせていただきます。また、書類審査採点結果が配点の 50%未満だった場合は選外とします。）

#### ②面接審査

団体を代表する方（4 人以内）に面接会場にご来場いただき、選定評価委員との面接・質疑応答に臨んでいただきます。面接の日時等の詳細については書面にて全応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。

#### ○面接日時

令和 7 年（2025 年）7 月 25 日（金）

#### ○場所

豊中市役所第 2 庁舎 5 階第 1 会議室

### (3) 審査結果の通知

令和 7 年（2025 年）8 月 8 日（金）までに書面にて面接審査を受審した全団

体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。通知においては、採点結果を記載するとともに、第一および第二候補者となった団体にはそれぞれその旨を、その他の団体には選外となった旨を記載します。なお審査結果に関する情報の開示については、当該団体にかかる自己の情報についてのみ対象となります。

（ただし、一次審査として書類審査の採点の結果、選外となった団体にはその旨と採点結果を通知します。）

#### （4）審査基準

別紙『審査基準表』のとおり。

#### （5）提案の無効について

以下の一つに該当するときは、提案内容を無効とし、応募自体を取り消しとします。

- 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- 面接審査を受審しなかったとき
- 一団体で複数の提案をしたとき
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- その他、募集要項の内容に違反したとき

#### （6）選定結果の公表について

選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- 第一候補者とした団体名、採点結果および第一候補者への選定理由
- 第二候補者とした団体名、採点結果および第二候補者への選定理由
- 選外となった団体の採点結果（団体名は公表しません）

#### （7）指定管理者の指定

委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

指定管理者の候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会での議決を経た後に、指定管理者として指定します。

## 6. 協定に関わる事項

### (1) 協定の締結

選定ののち議会において指定の議決を経た団体は、指定管理者として本施設等の管理運営を担うに先立って、市と協議のうえ協定を締結する必要があります。この際、指定期間である5年間を対象とした「基本協定」と、まず指定期間1年目である令和8年度（2026年度）を対象とした「年度協定」の二種類の協定を締結します。年度協定は、以降の指定期間において年度毎に締結していくこととなります。

### (2) 履行保証

指定管理者は、市との協定に当たっては、豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第108条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、指定管理委託料（当該年度）の100分の5以上の履行保証金を納めなければならないものとします。

この履行保証金は、指定管理者の指定の取消し等を行った場合には、その全部又は一部について市に帰属するものとし、指定期間が満了した場合には、指定管理者に返還するものとします。

※豊中市財務規則第110条に記載する契約保証金の納付の免除の規定を準用する。

### (3) サービス水準に関する合意書の締結

本施設等として確保しなければならないサービス水準については、指定管理者となる団体と市が協議のうえ、協定（項目によって基本協定・年度協定のいずれの場合もあり）の一部あるいは独立した文書として、サービス水準に関する合意書を締結することとします。

### (4) 協定を行う事項について

#### ①主な基本協定事項

- 指定期間
- 業務の範囲
- リスクの負担
- 人材の確保および責任者の配置

- サービス水準の確保
- 管理の基準
- 秘密の保持
- 個人情報の保護
- 情報の公開
- 人権の尊重
- 備品等の貸与
- 施設等の維持補修等
- 財産の管理
- 事業計画書の提出
- 管理状況等の定期報告
- 事業報告書の作成および提出
- 業務実施状況のモニタリング等
- 自己モニタリング等
- 外部評価等
- 指定管理委託料の支払
- 利用料金
- 運営会議の設置
- 自主事業の実施
- ネーミングライツ実施への協力
- 業務の引き継ぎ
- 指定の取り消しおよび業務の停止
- 不可抗力による指定の取り消し
- 原状回復
- 損害賠償
- 権利等の譲渡等の禁止
- 一括再委託の禁止
- 苦情、要望等の対応
- 緊急時対策等
- 緊急時の対応
- 災害時等の本施設等の利用

- 業務報告の聴取等
- 重要事項の変更の届出
- 基本協定の変更
- 管轄裁判所
- 疑義についての協議
- その他

## ②主な年度協定事項

- 当該年度の業務内容
- 当該年度の指定管理委託料
- 指定管理委託料の精算
- 疑義等の決定
- その他

※協定に際しては、本募集要項および『仕様書』に記載した事項等についても改めて協議を行い、締結することとなりますが、基本的には本募集要項および『仕様書』記載の内容を踏襲するものと考えています。また、同一の条件で応募団体を審査する必要があるため、応募にあたっては必ず本募集要項および『仕様書』記載の内容を前提とした提案で提出してください。

## 7. その他の事項

- 応募団体は、指定管理者の選定結果後に本募集要項および『仕様書』の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 応募表明を取り下げの場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届（別紙様式 A9-1 また A9-2）を文書で豊中市長あてに提出してください。
- 現地説明会参加に必要な費用は、参加団体の負担とします。
- 提案および審査受審のため必要な費用は、応募団体の負担とします。
- 提案書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- 指定管理者業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。
- 施設図面については下記までお問合せください。

問い合わせ先：

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

豊中市都市活力部スポーツ振興課企画係

電話 06-6858-3212 Fax 06-6858-3864

E-mail suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp